

基礎体験活動参加にあたっての注意事項

基礎体験活動に参加する学生は、以下の項目内容に留意し行動・対応してください。

- (1) 活動先で知り得た個人情報については、守秘義務が生じるため、友達や家族にも漏らさない。また、体験活動（学校教育実習も含む）についての情報や個人的感想等を Twitter, Facebook, ブログなどの SNS 等にも記載しない。漏洩した情報は回収できないこと、関係するすべての人々に迷惑をかけることに留意し、発信が必要なものについては活動主催者に許可を得るようにする。
- (2) 体験活動（学校教育実習も含む）で知り合った児童や生徒と、体験活動後に関わりを持つことは禁止されている。電話番号やメールアドレスの交換をしたり、メール・LINE 等を利用して連絡を取り合ったりもしない。
- (3) 活動先では、個人や特定の集団の利益・信条に関わる活動（販売や宗教等への勧誘など）を行わない。
※ 上記（1）～（3）に関わる問題が発覚した時点で、基礎体験活動を即刻中止させる。場合によっては、それまでの活動時間も認定をしない。また、状況によっては当分の間、基礎体験活動を行わせない場合もある。

- (4) カルト集団からの勧誘等には注意し、それらがあつた場合は即時、その活動の担当教員及び学生支援課（0852-32-6062）に連絡をする。

- (5) 活動に行く際の交通手段は、原則として徒歩、自転車、公共交通機関を利用する。やむを得ず自家用車やバイクを使用する場合は、自家用車等を使用する理由、加入している保険の内容、同乗者の有無等を記入する申請書（基礎体験活動における学生の自家用車等使用に関わるチェックリスト）を事前に提出しなければならない。基礎体験活動は大学の正課の学習の一環である。くれぐれも自己判断で、勝手に自家用車等を使用しないこと。保険は自分や同乗者、被害に遭った相手を守るためにも、とても大事なものである。基礎体験活動に関わらず自家用車等を使用する場合は、常に任意保険の契約内容を確認しておくことが大切である。

※ 本チェックリストは、教育支援センターや担当教員研究室、教育支援センターHP 上に用意されている。提出は、休日等を除く、活動に参加する平日2日前までに各担当教員へ。

以上の項目内容に留意し、行動・対応いたします。

記入日 令和 年 月 日

署名〔 〕

平成25年4月1日施行
令和5年3月8日改訂
附属教育支援センター